

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

修正前				修正後			
第1章 総則				第1章 総則			
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等				第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等			
■ 計画の対象となる原子力事業所				■ 計画の対象となる原子力事業所			
事業所名	敦賀発電所	原子炉廃止措置 研究開発セン ター	高速増殖原型炉 もんじゅ	事業所名	敦賀発電所	原子炉廃止措置 研究開発セン ター	高速増殖原型炉 もんじゅ
事業者名	日本原子力発電 株式会社	<u>独立行政法人日 本原子力研究開 発機構</u>	<u>独立行政法人日 本原子力研究開 発機構</u>	事業者名	日本原子力発電 株式会社	<u>国立研究開発法 人日本原子力研 究開発機構</u>	<u>国立研究開発法 人日本原子力研 究開発機構</u>
第3 予測される影響等				第3 予測される影響等			
1 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が定められると <u>ともに、「プルーム通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA:Plume Protection Planning Area）」</u>				1 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、 <u>PAZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設から概ね30kmとされている。</u>			

の検討」が示されており、UPZ区域の範囲の目安については、原子力施設から概ね30km、また、PPAの具体的な範囲については、今後、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、指針に記載すると記されている。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲のUPZの目安の距離(原子力施設から概ね30km)や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案し、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、別添1のとおりとする。

また、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市を長浜市と高島市とする。(以下「関係周辺市」という。)

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域以外の地域に影響が及び、または及ぶおそれのある場合は、上記地域で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講ずる。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲のUPZの目安の距離(原子力施設から概ね30km)や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案し、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、別添1のとおりとする。

また、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市を別表1のとおりとする。(以下、長浜市および高島市を「関係周辺市」という。)

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域以外の地域に影響が及び、または及ぶおそれのある場合は、上記地域で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講ずる。

別表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市

事業所名	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 236 1608 276">敦賀発電所</td> <td data-bbox="1617 236 2045 276">長浜市、高島市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 282 1608 376">原子炉廃止措置研究開発センター</td> <td data-bbox="1617 282 2045 376">長浜市、高島市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 383 1608 422">高速増殖原型炉もんじゅ</td> <td data-bbox="1617 383 2045 422">長浜市、高島市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 429 1608 469">美浜発電所</td> <td data-bbox="1617 429 2045 469">長浜市、高島市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 475 1608 515">大飯発電所</td> <td data-bbox="1617 475 2045 515">高島市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 521 1608 561">高浜発電所</td> <td data-bbox="1617 521 2045 561">高島市</td> </tr> </table>	敦賀発電所	長浜市、高島市	原子炉廃止措置研究開発センター	長浜市、高島市	高速増殖原型炉もんじゅ	長浜市、高島市	美浜発電所	長浜市、高島市	大飯発電所	高島市	高浜発電所	高島市
敦賀発電所	長浜市、高島市												
原子炉廃止措置研究開発センター	長浜市、高島市												
高速増殖原型炉もんじゅ	長浜市、高島市												
美浜発電所	長浜市、高島市												
大飯発電所	高島市												
高浜発電所	高島市												
<p>第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>情報収集事態は、防災基本計画（原子力災害対策編）等で規定されているもので、情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部および原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとされている。</p> <p>また、原子力規制委員会は、情報収集事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体およびUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し情報提供を行うとともに、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。</p>	<p>第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>情報収集事態は、防災基本計画（原子力災害対策編）等で規定されているもので、情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会および内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部および原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとされている。</p> <p>また、原子力規制委員会は、情報収集事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体およびUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し情報提供を行うとともに、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。</p>												
<p>第8節 放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置</p>	<p>第8節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置</p>												

<p>東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEAの安定ヨウ素剤予防服用の判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から50kmに及んだ可能性があるとされており、今後、これを参考として、国において、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域における具体的な対応を検討していく必要がある。</p> <p>この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられており、また、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。</p> <p>プルームによる被ばく線量を回避する防護措置は、施設のEALや運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）の基準、放射性物質の拡散状況の推定等に基づいて実施されるが、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画を予め策定する必要がある。</p> <p>このため、本県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションを踏まえ、必要とされる防護措置を実施するものとする。</p>	<p>1 原子力施設から放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。</p> <p>2 放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置が実施されるが、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画を予め策定する必要がある。</p> <p>このため、本県独自の放射性物質拡散シミュレーションを踏まえ、必要とされる防護措置を実施するものとする。</p>
<p>第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱</p> <p>2 県警察</p> <p>(1) 組織の整備</p> <p>(2) 食料等の備蓄および調達体制の確立</p> <p>(3) 県、市町および関係機関との協力・連絡体制の確立</p> <p>(4) 非常時に活用できる通信体制の確立</p>	<p>第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱</p> <p>2 県警察</p> <p>(1) 周辺住民等への情報伝達</p> <p>(2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け</p> <p>(3) 交通の規制および緊急輸送の支援</p> <p>(4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持</p>

<p><u>(5) 無線中継所機能の維持等通信機能の整備</u></p> <p><u>(6) 通信機能を維持する要員の確保</u></p> <p><u>(7) 通信機能維持に向けた国への積極要望</u></p> <p><u>(8) 情報管理機能の強化</u></p> <p><u>(9) 情報収集・連絡体制の整備</u></p> <p><u>(10) 住民の退避・避難誘導（県の区域を超える広域避難含む）および救助</u></p> <p><u>(11) 緊急交通路の確保等広域交通管理体制の整備</u></p> <p><u>(12) 交通規制等の交通情報の提供体制の整備</u></p> <p><u>(13) 緊急通行車両に係る確認と標章等の交付</u></p> <p><u>(14) 装備資機材の整備</u></p> <p><u>(15) 警察施設の整備および維持管理</u></p> <p><u>(16) 共同訓練の実施</u></p> <p><u>(17) 警察職員に対する教養</u></p> <p><u>(18) 発災時における警備体制の確立</u></p> <p><u>(19) 発災時における情報収集活動</u></p> <p><u>(20) 避難指示等に関する措置</u></p> <p><u>(21) 病院、障害者福祉施設等に対する支援</u></p> <p><u>(22) 被留置者等の避難誘導</u></p> <p><u>(23) 被災者の捜索および救出</u></p> <p><u>(24) 検視、身元確認、遺族等への遺体引渡し</u></p> <p><u>(25) 警戒区域等における立入制限措置</u></p> <p><u>(26) 警察職員の被ばく管理</u></p>	<p><u>(5) 警察職員の被ばく対策</u></p> <p><u>(6) その他災害警備に必要な措置</u></p>
---	--

<u>(27) 犯罪の予防・検挙</u>			
<u>(28) 被災住民等の安全安心の確保</u>			
8 指定地方行政機関		8 指定地方行政機関	
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
3 近畿厚生局	(1)原子力災害時における国立病院収用患者の医療等の調整 (2)原子力災害時における負傷者等の国立病院における医療・その他救助の調整	3 近畿厚生局	(1)救援等に係る情報の収集および提供
4 近畿農政局 (<u>大津地域センター</u> および <u>東近江地域センター</u>)	(1)原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2)農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供	4 近畿農政局 (<u>滋賀支局</u>)	(1)原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2)農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供
7 近畿運輸局 (<u>滋賀運輸支局</u>)	(1)原子力災害時における施設等の選定および収用の協力要請 (2)原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 (3)原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整 (4)原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 (5)原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (6)原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整	7 近畿運輸局 (<u>滋賀運輸支局</u>)	(1)原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請 (2)原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 (3)原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整 (4)原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 (5)原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (6)原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整

10 指定公共機関		10 指定公共機関	
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
関西電力株式会社 (滋賀支店) 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 (高速増殖原型 炉もんじゅ 原子炉廃止措置 研究開発センター)	(1)原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2)原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3)放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4)緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5)原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6)関係機関との連携 (7)緊急時における通報および報告 (8)緊急時における応急措置 (9)緊急事態応急対策 (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力	関西電力株式会社 (滋賀支社) 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 (高速増殖原型 炉もんじゅ 原子炉廃止措置 研究開発センター)	(1)原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2)原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3)放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4)緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5)原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6)関係機関との連携 (7)緊急時における通報および報告 (8)緊急時における応急措置 (9)緊急事態応急対策 (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力
第 2 章 災害事前対策		第 2 章 災害事前対策	
第 7 節 避難収容活動体制の整備		第 7 節 避難収容活動体制の整備	

<p>(知事直轄組織、健康医療福祉部、商工観光労働部、土木交通部、教育委員会)</p> <p>第2 避難所等の整備等</p> <p><u>3 コンクリート屋内退避施設の整備</u></p> <p><u>県は、関係周辺市に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言する。</u></p> <p><u>4 広域一時滞在に係る応援協定の締結</u></p>	<p>(知事直轄組織、健康医療福祉部、商工観光労働部、土木交通部、教育委員会)</p> <p>第2 避難所等の整備等</p> <p>(削除)</p> <p><u>3 広域一時滞在に係る応援協定の締結</u> (以下同様に項番号繰上げ)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保 (知事直轄組織、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部、企業庁)</p> <p>第4 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>2 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保 (知事直轄組織、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部、企業庁)</p> <p>第4 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>2 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、<u>原子力事業者と連携して平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。</u></p>

また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告する。

(4) 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングを実施する。

なお、緊急時モニタリングセンターの設置後は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告する。

(4) 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、原子力事業者と連携して緊急時モニタリングを実施する。

なお、緊急時モニタリングセンターの設置後は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

第3節 活動体制の確立（全部局）

第1 動員体制

職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。

配備レベル		配備体制
警戒事態 【フェーズ 2】	(1)福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発令されたとき (2)原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。 (3)原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。 (4)その他、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置 本部長＝副知事 副本部長＝防災危機管理監 本部長＝14課長

第3 警戒事態【フェーズ2】における活動体制

1 災害警戒本部の設置基準

- (1) 福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発令されたとき

第11 防災業務関係者の安全確保

2 防災業務関係者の安全管理

第3節 活動体制の確立（全部局）

第1 動員体制

職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。

配備レベル		配備体制
警戒事態 【フェーズ 2】	(1)福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発表されたとき (2)原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。 (3)原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。 (4)その他、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置 本部長＝副知事 副本部長＝防災危機管理監 本部長＝14課長

第3 警戒事態【フェーズ2】における活動体制

1 災害警戒本部の設置基準

- (1) 福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発表されたとき

第11 防災業務関係者の安全確保

2 防災業務関係者の安全管理

<p>(2) 県は、関係周辺市、対策拠点施設（オフサイトセンター）、緊急時医療本部および被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行う。</p>	<p>(2) 県は、関係周辺市、対策拠点施設（オフサイトセンター）、緊急時医療本部および被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、<u>高度な専門知識を有する被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行う。</u></p>
<p>第5節 避難、屋内退避等の防護措置 （知事直轄組織、総合政策部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、教育委員会、警察本部、企業庁）</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「OIL と防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。</p> <p>原子力施設等において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるEALに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。</p> <p>それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ（必要に応じてそれ以遠も含む。）内で空間放射線量率の測定を行い、OILに基づき防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施す</p>	<p>第5節 避難、屋内退避等の防護措置 （知事直轄組織、総合政策部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、教育委員会、警察本部、企業庁）</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「OIL と防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。</p> <p>原子力施設等において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるEALに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。</p> <p><u>原子力施設等から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。</u></p> <p>それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ（必要に応</p>

<p>る。</p> <p>この方針に沿って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。</p>	<p>じてそれ以遠も含む。) 内で空間放射線量率の測定を行い、O I Lに基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。</p> <p>この方針に沿って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。</p>
<p>第2 防護措置基準</p> <p>原子力災害対策指針の「防護措置基準」は、別表2のとおりである。</p> <p>この防護措置基準は、I A E Aにおいてその改定が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしている。</p> <p>県では、これに基づいて避難等の防護措置を実施することとする。</p> <p><u>なお、従前の防災指針に掲げられていた「屋内退避および避難等に関する指標」(別表3)の基準を超える予測線量が得られたときは、この指標に基づき防護活動を開始することとする。</u></p> <p>別表2 防護措置基準</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p>	<p>第2 防護措置基準</p> <p>原子力災害対策指針の「防護措置基準」は、別表2のとおりである。</p> <p>この防護措置基準は、I A E Aにおいてその改定が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしている。</p> <p>県では、これに基づいて避難等の防護措置を実施することとする。</p> <p>別表2 防護措置基準</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。<u>O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(一時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2につい</u></p>

	<p>ては、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（一時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率（一時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p>									
<p>(参考)</p> <p>別表3 屋内退避および避難等に関する指標</p> <table border="1" data-bbox="168 619 1102 1335"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="168 619 678 667">予測線量（単位：mSv）</th> <th data-bbox="678 619 1102 667">防護対策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="168 667 396 1198"> <p>外部被ばくによる実効線量</p> </td> <td data-bbox="396 667 678 1198"> <p>内部被ばくによる等価線量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面または肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量 </td> <td data-bbox="678 667 1102 1198"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1198 396 1335"> <p>10 ～ 50</p> </td> <td data-bbox="396 1198 678 1335"> <p>100 ～ 500</p> </td> <td data-bbox="678 1198 1102 1335"> <p>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容	<p>外部被ばくによる実効線量</p>	<p>内部被ばくによる等価線量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面または肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量 		<p>10 ～ 50</p>	<p>100 ～ 500</p>	<p>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。</p>	<p>(削除)</p>
予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容								
<p>外部被ばくによる実効線量</p>	<p>内部被ばくによる等価線量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面または肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量 									
<p>10 ～ 50</p>	<p>100 ～ 500</p>	<p>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。</p>								

		<u>ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、または避難すること。</u>	
<u>50 以上</u>	<u>500 以上</u>	<u>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。</u>	
<p>(注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。</p> <p>2 予測線量は、放射性物質または放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。</p> <p>3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面または肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。(出典：「防災指針」第5章5-3 表2)</p>			
<p>第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>5 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報およびSPEED-インターネットワークシステム等の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努める。</p>			<p>第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>5 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努める。</p>

<p>8 県は、避難所の確保を図るため、必要に応じて、近隣府県市や関西広域連合にも応援要請・協力を求めるなど連携の確保に努める。</p> <p>また、県域を越える広域的な避難等を要する事態となった場合、県は災害の状況や緊急時モニタリング結果、気象情報、<u>SPEEDI</u>ネットワークシステム等による放射性物質の大気中拡散計算結果等について総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。</p>	<p>8 県は、避難所の確保を図るため、必要に応じて、近隣府県市や関西広域連合にも応援要請・協力を求めるなど連携の確保に努める。</p> <p>また、県域を越える広域的な避難等を要する事態となった場合、県は災害の状況や緊急時モニタリング結果、気象情報等について総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。</p>
<p>第7 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施</p> <p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、スクリーニングおよび除染措置を実施するよう、地方公共団体に指示するものとされている。</p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよびスクリーニング結果に応じたO I Lに基づく除染を行う。</p>	<p>第7 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施</p> <p><u>1</u> 原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、スクリーニングおよび除染措置を実施するよう、地方公共団体に指示するものとされている。</p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下<u>避難中継所を設置し</u>、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよびスクリーニング結果に応じたO I Lに基づく除染を行う。</p> <p><u>2 避難中継所の運営にあたっては、避難者の受入れ、スクリーニングから避難所への送り出しにいたる一連の対応のため、県・市・消防・警察による「避難中継所運営本部」を設置する。</u></p>
<p>第6節 緊急輸送活動（知事直轄組織、土木交通部、警察本部）</p> <p>第1 緊急輸送活動</p>	<p>第6節 緊急輸送活動（知事直轄組織、土木交通部、警察本部）</p> <p>第1 緊急輸送活動</p>

<p>2 緊急輸送の範囲</p> <p>④ <u>コンクリート屋内退避所、避難所</u>を維持・管理するために必要な人員、資機材</p>	<p>2 緊急輸送の範囲</p> <p>④ 避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材</p>
<p>第9節 緊急被ばく医療計画（知事直轄組織、健康医療福祉部）</p> <p>第3 緊急被ばく医療措置</p> <p>7 緊急被ばく医療機関における汚染および被ばくの防止</p> <p><u>被ばく患者の診療</u>に際して、医療関係者および<u>一般</u>の患者等の二次汚染および被ばく防止措置を講ずる。</p>	<p>第9節 緊急被ばく医療計画（知事直轄組織、健康医療福祉部）</p> <p>第3 緊急被ばく医療措置</p> <p>7 緊急被ばく医療機関における汚染および被ばくの防止</p> <p><u>汚染された患者の診療</u>に際して、医療関係者および<u>他</u>の患者等の二次汚染および被ばく防止措置を講ずる。</p>